

弘前市障がい福祉計画第4期計画（案）に対するパブリックコメントの意見及び回答

募集期間：平成27年1月15日～平成27年1月31日

応募件数：2件

番号	応募方法	募集要件	意見	回答
1	持参	市内に事務所等を有する人また団体等	<p>[1] P3（1）福祉施設から地域生活への移行促進</p> <p>施設入所者数を4%以上削減することを目指すと記載されているが、市では具体的な策を考えているのか。また、現状を踏まえて目標数値に近づけることができるのか。例えば、利用者さんがアパート生活を希望した場合は現状でも困難なことが多いが、市は事業所や施設と連携して行うとか、情報提供をもっと密にするとか協力的な具体策を示してほしい。</p> <p>[2] P6～7 相談支援・地域生活支援事業</p> <p>平成18年障害者自立支援法が施行され、同年10月より県からの運営費補助金が各市町村へ移行され、年間700万円減額され、平成20年4月に市が8市町村の請求を一本化。補助金が現在は、運営委託料となり平成18年10月以降、減額されてから変わっていない状況である。例えばセンターに来所される利用者の件数、登録者数等、関係なく市より委託を受けている事業所の委託料は一律である。</p> <p>指定特定相談支援事業や基礎的事業I型を含めた事業の相談件数も多く、一人あたりの受け持つ件数としては限界が来ている。そのことに反するように利用者の相談件数は増える一方であるが、人員増ということも視野に入れて行くと現在の委託料では不足しており、その不足分を法人が持ち出すという結果を招いている法人もある。職員の資質向上＝利用者の処遇向上は顕著で委託料の見直しを切にお願いしたい。</p>	<p>寄せられたご意見はいずれも、本計画の数値目標等の具体的内容に関するものではないため、本計画案の変更はいたしません。</p> <p>[1]「福祉施設から地域生活への移行促進」については、具体的な方策については、現在実施している「ケア会議」の充実を図ることが最も効果があると考えております。今後も引き続き、関係機関や事業所等と連携しながら行ってまいります。</p> <p>※ケア会議…障がい者の抱える問題について、その人に関わるさまざまな関係者が集まり、支援について考える会議。関係者は、相談ケースによって様々だが、家族、市、病院、障害福祉サービス事業所、学校、企業などが挙げられる。</p> <p>[2]の相談支援・地域生活支援事業についてのご意見については、今後の課題として充分検討してまいります。</p>

2	持参	弘前市障がい福祉計画第4期計画案に利害関係を有する人	<p>[1] P3 福祉施設から地域生活移行の促進</p> <p>(1) 地域移行の促進が福祉施設解体につながることは反対です。施設入所については、人権侵害だとか、特定の生活を押しつけられている等、施設に入所していることは悪だという人もいます。</p> <p>しかし、重度の施設入所者は①日常生活と送ることに必要なコミュニケーションが取れない、②日常生活を送るのに必要な行動を理解することが難しい等の困難を抱えています。</p> <p>重度障がい者が安心・安全に暮らすことができるためにも入所施設が必要だと思います。</p> <p>(2) 厚生労働省は、平成26年4月から小規模・多機能拠点の整備を行う予定をしていますが、疑問に思うのはグループホームの定員規模の特例(20名以下)ということです。</p> <p>GH併設型では一定程度の規模が必要となるケースも考えられるとしています。</p> <p>GHの定員にこだわり特例とすることはおかしいと思います。</p> <p>(3) 障がい者の高齢化・重度化が進む中で、GHを利用する人、入所施設を希望する人等、自己選択、自己決定に基づき多様性があってよいと思います。</p>	<p>ご意見[1]～[3]はいずれも、本計画の数値目標等の具体的内容に関するものではないため、本計画案の変更はいたしません。</p> <p>[1] (1)～(3)の福祉施設から地域生活移行の促進に関するご意見について</p> <p>障がいの程度や生活状況によって入所施設を必要としている方もあり、入所施設が果たす役割については十分認識しております。</p> <p>福祉施設から地域生活への移行の促進については、地域生活に係る社会資源の整備状況を踏まえながら実施していくものであり、そのことが直ちに入所施設の縮小や解体といった、急進的な定員削減に結びつくものではありません。</p>
---	----	----------------------------	---	--

2	持参	弘前市障がい福祉計画第4期計画案に利害関係を有する人	<p>[2] P15 居住系サービス 共同生活援助（グループホーム） (1) 在宅障がい者の自立に向けた共同生活援助について</p> <p>グループホームの設置については、福祉法人が主として行っていますが、在宅障がい者がグループホームの入所を希望しようとしても「いつ」、「どこに」出来るか分からない人が多くいると思います。</p> <p>たとえば、毎年20人増加を予定されていますが、グループホームが開設されるときに在宅障がい者に一定数を割り振りすることが必要だと思います。</p> <p>在宅障がい者の自立に向けた啓発と合わせて事前の登録制度等もひとつの考え方だと思います。</p> <p>[3] 障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの構築 P2 障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」見据えた体制の強化を図ります。</p> <p>(1) 現行の福祉施設の運営体制や福祉サービス体系で障がい者の高齢化、重度化が進む中で従来の考え方を変える必要があります。</p> <p>障がい者の高齢化、重度化に求められることは、「医療的ケア」、「介護」ができる福祉施設の体制、福祉サービスが受けられるようにすべきです。</p> <p>(2) 親は自分が亡き後に障がいを持った子供が安心安全に暮していけるか心配しています。</p> <p>障がい者福祉について色々議論されていますが障がい者の「終の棲家」について議論された話を聞いたことはありません。</p> <p>今あるグループホームや入所支援施設が「終の棲家」となるよう検討すべきです。</p> <p>(3) 現在検討されている小規模多機能拠点型（GH併設型）入所支援施設等に「医療的ケア」と「介護」が可能となる体制をつくり、「親亡き後」の「終の棲家」と「看取り」までを考えることが必要だと思います。</p>	<p>また、[2]の居住系サービスに関するご意見については、貴重なご意見として今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>[3]の「障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの構築」に関するご意見については、今後も引き続き、障害者総合支援法に基づく施策に沿って運営してまいります。</p>
---	----	----------------------------	---	---